

## 議案第45号

### 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号、その者が同項の知事が指定する研修を受けた年月日及びその者が専任する営業区域に係る市町村名

2 略

(営業所の設置等)

第11条 略

2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士（過去5年間に知事が指定する研修を受けた者に限る。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域に係る市町村名

2 略

(営業所の設置等)

第11条 略

2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。

3・4 略

3・4 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。